

札幌市立幼稚園園則の一部改正について
令和 8 年（2026 年）6 月 24 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則

札幌市立幼稚園園則（昭和 42 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（定員） 第 2 条 幼稚園の幼児の定員は、別表 1 のとおりとする。	（定員） 第 2 条 幼稚園の幼児の定員は、別表 1 のとおりとする。<u>ただ</u>

(入園時期)

第10条 幼児の入園時期は4月とする。ただし、欠員のある場合は、随時入園させることができる。

別表 1

名称	定員		
	3歳の幼児	4歳の幼児	5歳の幼児
札幌市立中央幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立白楊幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	20人	35人	35人

し、3歳の幼児について園長が特に必要があると認めるときは、4歳の幼児の定員を超えず、かつ、教育に支障のない範囲内で定員を超えて入園させることができる。

(入園時期)

第10条 幼児の入園時期は4月とする。ただし、欠員のある場合又は第2条ただし書の規定により入園させる場合は、随時入園させることができる。

別表 1

名称	定員		
	3歳の幼児	4歳の幼児	5歳の幼児
札幌市立中央幼稚園	20人	30人	30人
札幌市立白楊幼稚園	20人	30人	30人
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	20人	30人	30人

札幌市立かっこう 幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立はまなす 幼稚園	20人	35人	35人
備考（略）			

札幌市立かっこう 幼稚園	20人	30人	30人
札幌市立はまなす 幼稚園	20人	30人	30人
備考（略）			

附 則

- この規則は、令和9年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日から令和10年3月31日までの間は、改正後の別表1の規定中

「

5歳の幼児
30人
30人
30人
30人

とあるのは

「

5歳の幼児
35人
35人
35人
35人

とする。

30人

」

35人

」

（理 由）

国の基準の変更等を踏まえて、市立幼稚園の定員を引き下げる等のため、本案を提出する。

札幌市立幼稚園園則の一部改正について

1. 改正理由

- **国の設置基準の引き下げ:** 近年、特別な配慮を必要とする幼児が増加傾向にあることなどを踏まえ、一人ひとりに応じた行き届いた教育を推進するため、国の「幼稚園設置基準」が改正された（1学級の幼児数が原則「35人以下」から「30人以下」に引き下げられた）。
- **特別な教育的支援を必要とする幼児の受け入れ枠確保:** 市立幼稚園には、特別な支援を必要とする幼児などを受け入れる役割が期待されている。一方で、現状の3歳児の定員（20人）のみでは十分な受け入れ人数を確保できない場合があるため、柔軟な対応を可能にする必要がある。

2. 改正内容

区分	現状	改正（案）
①4歳児および5歳児の定員	各35人	各30人に引き下げ （国の設置基準改正に合わせた措置）
②3歳児の定員	20人（初めての集団生活であり、教員1人当たりの幼児数に配慮した本市独自の基準）	20人のまま据え置き （既に国の新しい設置基準である30人を下回っているため）
③3歳児定員の「特例」の新設	特例規定なし	・園長が特に必要があると認める場合は、教育に支障のない範囲内で定員（20人）を超えて入園させることができるよう改正。 ・ただし、進級した際に4歳児の定員を超過しないよう、受入上限は「4歳児の定員（30人）まで」とする。
④入園時期の例外（随時入園）の要件緩和	原則4月入園として、欠員がある場合のみ随時入園を認めている。	上記③の「園長が特に必要があると認めて入園させる場合」は、欠員の有無にかかわらず、随時の入園を認める。

3. 施行期日と経過措置

- **施行期日:** 令和9年（2027年）4月1日から施行
- **経過措置:** 令和8年度に定員35人で入園した4歳児が、令和9年度に5歳児へ進級する際に定員（30人）を超えることを許容するための経過措置を設けることとしたい。

7 文科初第 2162 号
令和 8 年 2 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 殿
附属幼稚園を置く各国立大学法人担当課

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

幼稚園設置基準の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 3 号）を制定し、本日公布いたしました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の趣旨

近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編制基準を引き下げるため、改正を行うものであること。

2. 改正の概要

学級編制の基準を、原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる。

施行期日は令和8年4月1日とし、令和14年3月31日までは従前によることができるとする経過措置を設ける。

3. その他

(1) 学級編制の引き下げに伴う影響への対応について

幼稚園設置基準における学級編制基準を引き下げた場合、一部の園においては学級数の増加などにより、園舎の増築・改修、新たな教員の採用などを行うことが想定されるところ、当該園が円滑に対応することができるよう、上記のとおり6年間の経過措置を設けるとともに、必要な施設整備や人材確保等について、参考資料に示す国の支援も活用いただきたいこと。

(2) 認定こども園の学級編制基準について

認定こども園における学級編制基準についても、今年度中に同様の改正を検討していること。

以上

【添付資料】

(別紙) 幼稚園設置基準の一部を改正する省令の条文（官報掲載版）

(参考資料) 幼稚園における学級編制基準の引き下げに伴い学級数の増加等のために必要な施設整備や人材確保等にかかる国の支援について

- ・ 私立幼稚園施設整備費補助金
- ・ 学校施設環境改善交付金
- ・ 私立高等学校等経常費助成費等補助
- ・ 公定価格

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
代表電話：03-5253-4111（内線：3136）

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

文部科学大臣 松本 洋平

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(一学級の幼児数) 第三条 一学級の幼児数は、三十人以下を原則とする。
改正前	(一学級の幼児数) 第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

附 則

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令の際現に存する幼稚園における一学級の幼児数については、この省令による改正後の第三
三条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

幼稚園設置基準

発令：昭和31年12月13日 文部省令第32号
最終改正：令和8年2月20日 号外 文部科学省令第3号
改正内容：令和8年2月20日 号外 文部科学省令第3号[令和8年2月20日]

○幼稚園設置基準
〔昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号〕
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基き、幼稚園設置基準を次のように定める。

幼稚園設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 編制（第三条―第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条―第十二条）
- 第四章 雑則（第十三条）
- 附則

第一章 総則
(趣旨)

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
(基準の向上)

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制
(一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。
(学級の編制)

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。
(教職員)

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。
- 3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。
- 4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。
第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
(園地、園舎及び運動場)

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

- 2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。
(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室

- 四 保健室
- 五 便所
- 六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

- 2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 幼児清浄用設備
- 五 給食施設
- 六 図書室
- 七 会議室

（他の施設及び設備の使用）

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

（保育所等との合同活動等に関する特例）

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

- 一 当該幼稚園及び保育所等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第五項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合
- 2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。
- 3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

附 則〔昭和三十七年一月三十一日文部省令第二号〕

この省令は、昭和三十七年二月一日から施行する。

附 則〔昭和四十一年一二月二七日文部省令第四四号〕

この省令は、昭和四十二年二月一日から施行する。

附 則〔昭和四十六年三月二二日文部省令第八号〕

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四十九年八月八日文部省令第三八号〕

沿革

平成 元年 三月二二日号外文部省令第三号〔教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令六条による改正〕

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律〔昭和四十九年六月法律第七〇号〕の施行の日（昭和四十九年九月一日）から施行する。

附 則〔平成元年三月二二日文部省令第三号抄〕

- 1

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則〔平成七年二月八日文部省令第一号〕
- 1

この省令は、平成七年四月一日から施行する。
- 2

この省令施行の際現に存する幼稚園については、改正後の第三条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成一四年三月二九日文部科学省令第一七号抄〕

(施行期日)
- 1

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条に一項を加える改正規定、第七条第二項、第八条第二項、第十条第一項及び第十二条の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成一七年四月一日文部科学省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一七年五月一三日文部科学省令第三五号抄〕

(施行期日)
- 1

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一八年九月八日文部科学省令第三四号〕

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則〔平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号〕

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日〔平成一九年一二月二六日〕から施行する。

附 則〔平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号〕

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律〔平成一九年六月法律第九六号〕の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、〔中略〕第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定〔中略〕（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二二年三月一〇日文部科学省令第五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年一〇月一九日文部科学省令第三五号〕

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二六年七月三十一日文部科学省令第二三号〕

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。

附 則〔令和八年二月二〇日文部科学省令第三号〕
- 1

この省令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2

この省令の際現に存する幼稚園における一学級の幼児数については、この省令による改正後の第三条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

別表第1（園舎の面積）〔附則第3項〕

学級数	1学級	2学級以上
面積	平方メートル	平方メートル
	180	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

別表第2（運動場の面積）〔附則第3項〕

学級数	2学級以下	3学級以上
面積	平方メートル	平方メートル
	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

○札幌市立幼稚園園則

昭和42年 2 月28日教育委員会規則第 3 号

改正

昭和44年10月教育委員会規則第 8 号

昭和45年 8 月教育委員会規則第 4 号

昭和47年11月教育委員会規則第18号

昭和48年 5 月教育委員会規則第10号

昭和48年10月教育委員会規則第16号

昭和49年10月教育委員会規則第13号

昭和49年12月教育委員会規則第16号

昭和50年10月教育委員会規則第 7 号

昭和52年10月教育委員会規則第14号

昭和53年10月教育委員会規則第15号

昭和54年 9 月教育委員会規則第11号

昭和55年10月教育委員会規則第18号

昭和56年10月教育委員会規則第16号

昭和57年10月教育委員会規則第16号

昭和58年 9 月教育委員会規則第19号

昭和58年10月教育委員会規則第21号

昭和59年10月教育委員会規則第16号

昭和59年12月教育委員会規則第20号

昭和60年10月教育委員会規則第14号

昭和62年10月教育委員会規則第 9 号

昭和63年10月教育委員会規則第21号

昭和63年11月教育委員会規則第23号

平成元年10月教育委員会規則第19号

平成 2 年10月教育委員会規則第10号
平成 4 年 6 月教育委員会規則第14号
平成 6 年 3 月教育委員会規則第 2 号
平成 6 年 9 月教育委員会規則第 6 号
平成 6 年 9 月教育委員会規則第 7 号
平成 7 年 3 月教育委員会規則第 4 号
平成 7 年 7 月教育委員会規則第 9 号
平成 8 年 7 月教育委員会規則第14号
平成 9 年 3 月教育委員会規則第 5 号
平成10年 7 月教育委員会規則第14号
平成14年 3 月20日教育委員会規則第 2 号
平成20年 7 月29日教育委員会規則第 8 号
平成21年 7 月30日教育委員会規則第 8 号
平成22年 7 月28日教育委員会規則第11号
平成25年 2 月 5 日教育委員会規則第 1 号
平成26年 3 月28日教育委員会規則第11号
平成27年 3 月26日教育委員会規則第 5 号
令和 5 年 3 月20日教育委員会規則第 4 号
令和 6 年12月16日教育委員会規則第 7 号

札幌市立幼稚園園則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 保育期間及び休業日（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 教育課程、保育日時数及び課程の修了認定（第 6 条・第 7 条）

第 4 章 職員組織（第 8 条）

第 5 章 入園及び退園（第 9 条—第14条）

第 6 章 表彰（第15条）

第7章 預り保育（第16条—第19条）

第8章 使用料（第20条）

第9章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）は学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 幼稚園においては、前項の目的を達成するとともに幼児教育の振興に資するため幼児教育に関し必要な研究をあわせて行うものとする。

（定員）

第2条 幼稚園の幼児の定員は、別表1のとおりとする。

第2章 保育期間及び休業日

（保育期間）

第3条 保育は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 保育期間を分けて次の3期とする。

第1保育期 4月1日から7月31日まで

第2保育期 8月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第4条 休業日は、次のとおりとする。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- （2）日曜日及び土曜日
- （3）開園記念日
- （4）夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において25日
- （5）冬季休業日 12月20日から翌年2月10日までの間において25日

(6) 春季休業日 3月26日から4月8日まで

(7) その他の休業日 13日以内

2 前項第3号から第5号までに掲げる休業日の期日又は期間は、園長が定め、教育長に報告しなければならない。

3 第1項第7号の休業日は、教育長の承認を得て、園長が定める。

4 園長は、第1項第4号及び第5号に掲げる休業日の総日数を変更しないで、それぞれの休業日の日数を変更することができる。

5 園長は、保育上特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、休業日を保育日とすることができる。

6 園長は、前項の規定により第1項第1号及び第2号の規定による休業日を保育日としたときは、他の保育日を休業日とすることができる。

7 園長は、園務の運営上やむを得ないと認めるときは、臨時に保育を行わないことができる。この場合において、園長は、速やかに教育長に報告しなければならない。

(終始の時刻)

第5条 保育の終始の時刻は、園長が定める。

第3章 教育課程、保育日時数及び課程の修了認定

(教育課程、保育日時数)

第6条 教育課程及び保育日時数は別に定めるところによる。

(修了証書)

第7条 所定の教育課程を修了した者に対しては修了証書（様式1）を授与する。

第4章 職員組織

(職員組織)

第8条 幼稚園に園長、教諭及びその他必要な職員を置く。

第5章 入園及び退園

(入園許可)

第9条 幼児の入園は、園長が許可する。

(入園時期)

第10条 幼児の入園時期は4月とする。ただし、欠員のある場合は、随時入園させることができる。

(幼児の募集)

第11条 幼児の募集人員及び入園願書の提出期日等、幼児の募集について必要な事項はその都度告示する。

(入園の取扱)

第12条 入園しようとする者は、入園願書(様式2)を指定された期日までに、入園しようとする幼稚園の園長に提出しなければならない。

2 入園しようとする者の数が募集人員を超過した場合には、園長が教育長の定める方法により入園者の選考を行うものとする。

(欠席)

第13条 幼児が欠席するときは、適当な方法で保護者から届け出なければならない。

(休学、退園)

第14条 幼児が長期の休学又は退園しようとするときは、その理由を記して保護者から園長に届け出なければならない。

第6章 表彰

(表彰)

第15条 園長は、保育上必要があると認めるときは幼児を表彰することができる。

第7章 預り保育

(対象者及び定員)

第16条 預り保育(札幌市立幼稚園の使用料に関する条例(昭和42年条例第1号)第2条第3号に規定する預り保育をいう。以下同じ。)は、当該幼稚園に在籍している幼児(第14条の規定により長期の休学をしている者を除く。)に対し、実施する。

2 幼稚園の預り保育の定員は、別表2のとおりとする。

(実施時間)

第17条 預り保育を行う時間は、午前8時から午後6時まで(第6条の規定により定める教育課程に係る保育を行う時間を除く。)とする。

(休業日)

第18条 預り保育の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 教育長の承認を得て、園長が定める5日以内の日

2 園長は、園務の運営上やむを得ないと認める場合は、臨時に預り保育を行わないことができる。この場合において、園長は、速やかに教育長に報告しなければならない。

(預り保育の手続)

第19条 預り保育を利用しようとする者（以下「預り保育の申請者」という。）は、預り保育を利用しようとする日の属する月の前月15日までに預り保育利用申請書（様式3）を園長に提出しなければならない。ただし、当該預り保育を利用しようとする日の預り保育の利用者の数が別表2に定める預り保育の定員に満たない場合は、園長が定める日までに預り保育利用申請書を園長に提出することにより、預り保育を利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、園長が特に認めた場合は、事前に預り保育利用申請書を提出することなく、預り保育を利用することができる。

3 預り保育の申請者の数が別表2に定める預り保育の定員を超過した場合は、園長が、教育長の定める方法により選考を行うものとする。

4 園長は、預り保育の利用の承認を決定した場合は、預り保育の申請者に対して預り保育利用決定通知書（様式4）により通知するものとする。

第8章 使用料

第20条 使用料については、札幌市立幼稚園の使用料に関する条例の定めるところによる。

第9章 雑則

(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、園長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和42年3月1日から施行する。

2、3 省略

附 則（昭和44年（教）規則第8号）～附 則（平成21年（教）規則第8号）

省略

附 則（平成22年（教）規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から平成24年3月31日までの間は、別表中「

札幌市立たいへいみなみ幼稚園	—	—	70人
札幌市立ひがしなえぼ幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立あつべつきた幼稚園	20人	35人	35人

」とあるのは「

札幌市立たいへいみなみ幼稚園	—	70人	70人
札幌市立ひがしなえぼ幼稚園	20人	35人	70人
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	20人	35人	70人
札幌市立あつべつきた幼稚園	20人	35人	70人

」と、「

札幌市立ふくいの幼稚園	—	—	70人
札幌市立はまなす幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立手稲中央幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立いなづみ幼稚園	—	—	70人

」とあるのは「

札幌市立ふくいの幼稚園	—	70人	70人
札幌市立はまなす幼稚園	20人	35人	70人
札幌市立手稲中央幼稚園	20人	35人	70人
札幌市立いなづみ幼稚園	—	70人	70人

」とする。

3 札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則（平成21年教育委員会規則第8号）の一部改正〔省略〕

附 則（平成25年（教）規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年（教）規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条中札幌市立幼稚園園則別表を別表1とし、同表の次に1表を加える改正規定（別表2札幌市立白楊幼稚園の項から札幌市立かっこう幼稚園の項まで及び札幌市立もいわ幼稚園の項から札幌市立手稲中央幼稚園の項までに係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成27年（教）規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年（教）規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和6年（教）規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表1

名称	定員		
	3歳の幼児	4歳の幼児	5歳の幼児
札幌市立中央幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立白楊幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立かっこう幼稚園	20人	35人	35人
札幌市立はまなす幼稚園	20人	35人	35人

備考 この表に規定する年齢は、年度当初における年齢をいう。

別表 2

名称	預り保育の定員
札幌市立中央幼稚園	25人
札幌市立白楊幼稚園	25人
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	25人
札幌市立かっこう幼稚園	25人
札幌市立はまなす幼稚園	25人

様式 1

第 号

修 了 証 書

氏 名

年 月 日生

幼稚園の課程を修了したことを証します。

年 月 日

札幌市立 幼稚園長

氏 名

印

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の

在り方に関する有識者検討会

最終報告

令和6年10月

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

- 地方自治体においては、複数の施設類型が存在し、私立園が多い幼児教育の現場において、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼保担当部局の連携・協働や一元化を一層推進することが重要である。
- その際、幼児教育と小学校教育との円滑な接続、さらには0歳から18歳までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の一貫性・連続性を確保する観点から、設置者や施設類型を問わず、国公立の幼児教育施設における教育に関する指導・助言、研修の実施、専門人材の育成等については、児童福祉等の担当部局とも連携しつつ、教育委員会が積極的に関与して役割を果たしていくことが必要である。
- 具体的には、地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管したり、又は他の関係部局が所管する場合においても教育委員会が一定の責任を果たす組織体制を構築したりすることなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要である。教育委員会においては、このような役割を積極的に果たしていくため、幼児教育の専門性を有する指導主事等を配置し、指導力の向上を図っていくことが期待される。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

- 我が国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児教育を、国公立の幼児教育施設が3要領・指針に基づく教育活動を行うことにより提供してきている。その中でも、私立の幼児教育施設が全体園児数の約8割を受け入れて行うなど、その果たしている役割は非常に大きい⁵⁰。私立幼稚園等においては、建学の精神に基づく創意工夫の下で、特色ある教育活動が行われてきているところである。
- また、幼児教育施設は幼児教育を行うだけでなく、前述の第2章2.（5）のとおり、保護者の子育てに対する相談や情報提供、保護者同士の交流の場となるとともに、地域の社会資源や人的資源をつなぐ交流の拠点として、地域全体の活性化や地域住民のウェルビーイングの向上においても重要な役割を果たしている。
- 国においては、今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供に格差

⁵⁰ 文部科学省「令和6年度学校基本調査」（速報値）では、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下、同じ）の園児数合計757,880人のうち私立幼稚園の園児数は669,051人（88.3%）、幼保連携型認定こども園の園児数合計862,159人のうち私立幼保連携型認定こども園の園児数は760,494人（88.2%）である。また、厚生労働省「令和4年社会福祉施設等調査」では、保育所（保育所型認定こども園を含む。以下、同じ）の園児数合計1,964,132人のうち私立保育所の園児数は1,414,426人（72.0%）である。

なく質の高い幼児教育を保障するという観点や、幼児教育施設が地域社会の維持・発展にとって重要なインフラであるという観点から、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を実施しその結果を共有するなどの支援を行っていくことが必要である。

- また、とりわけ公立幼稚園が、他の幼児教育施設に比して、少子化や共働き世帯の増加等の影響により著しく減少が続けている⁵¹ことにも注視が必要である。公立幼稚園は、これまでも幼稚園教育要領を着実に実践し、その専門的知見やノウハウを他の幼児教育施設に提供するなど、地域の幼児教育の質向上において重要な役割を果たしてきており、今後もその役割を果たすことが重要である。
- 具体的には、公立幼稚園は、地域の幼児教育の質向上に向けて、①幼児教育の拠点園として、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施するとともに、他の幼児教育施設等に開いた研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる役割、②小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設等（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する役割、③障害のある幼児や外国籍等の幼児を含む全ての幼児に質の高い幼児教育の機会を保障する役割、④域内の他の幼児教育施設や地方自治体との人事交流を通じて地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する役割、⑤幼児教育の重要性や幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する役割などを果たしていくことが重要である。
- 地方自治体は、このような地域における公立幼稚園の役割を踏まえ、域内において公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割を果たせるよう、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、公立幼稚園における3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行などについて検討することが必要である。なお、既に公立幼稚園がない地方自治体においては、公立の認定こども園や保育所等が地域の幼児教育の拠点園となり、地域の幼児教育の質向上に向けて、前述のような役割を果たしていくことが重要である。
- 国立大学附属幼稚園においては、大学の教員養成課程とも連携しつつ、幼児を取り巻く社会情勢の変化の中で教育課題に係る先進的な実践研究を行い、当該研究の成果を附属幼稚園における公開保育や県内の公立幼稚園等との交流人事、指導資料の開発等を通じて普及を図ってきた。また、地域とも連携して、県内の公立幼稚園等における実践も通じて他の幼児教育施設への展開を進めてきたところである。今後もこれらの取組を通じて、広域のネットワークを形成しながら、地域の幼児教育を牽引する役割を果たしていくことが重要である。
- 近年、認定こども園が増加傾向にあるほか、就園の有無も含めて多様な環境や様々な発達状況にある満3歳未満児の状態を踏まえながら、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育

⁵¹ 公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）は、平成27年には4,321園あったものの令和4年には2,910園まで減少している。また「令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」において、今後5年以内に公立幼稚園の統廃合を行う予定があると回答のあった地方自治体のデータを収集したところ、令和9年度末までに193園の公立幼稚園が廃園等するとともに、114園が認定こども園に移行する予定となっている。

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

文部科学大臣 松本 洋平

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（一学級の幼児数） 第三条 一学級の幼児数は、三十人以下を原則とする。	（一学級の幼児数） 第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

附 則

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令の際現に存する幼稚園における一学級の幼児数については、この省令による改正後の第三条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○文部科学省令第四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第三項及び第五項第二号、同条第八項第三号（同法第六十七条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第六十七条の三第三項、第四項第三号及び第八項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第六十条及び第七十条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

文部科学大臣 松本 洋平

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章～第七章 〔略〕 第七章の二 著作物等の利用の裁定に関する手続（第四条の六―第四条の十二） 第八章～第十章 〔略〕 第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の五の二） 第十章の三～第十三章 〔略〕 附則	目次 第一章～第七章 〔同上〕 第八章～第十章 〔同上〕 第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五） 第十章の三～第十三章 〔同上〕 附則

第七章の二 著作物等の利用の裁定に関する手続

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請）

第四条の六 法第六十七条第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名
- 申請者の連絡先
- 申請者が法第六十七条第二項に規定する国等に該当するときは、その旨
- 法第六十七条の二第二項の規定により著作物を利用するときは、その旨

2 法第六十七条第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定において定める事項）

第四条の七 法第六十七条第五項第二号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定後の公表事項）

第四条の八 法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 法第六十七条第一項の裁定のあつた年月日
- 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- 法第六十七条第一項の補償金の額（未管理公表著作物等の利用に関する裁定の申請）

第四条の九 法第六十七条の三第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名

〔章を加える。〕